

---

平成27年 第2回(定例)木城町議会会議録(第1日)

平成27年3月6日(金曜日)

---

議事日程(第1号)

平成27年3月6日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 1) 議長の諸般の報告
    - ①議長の会務報告
    - ②例月現金出納検査結果の報告
    - ③補助団体等の監査結果の報告
    - ④議員派遣の報告
  - 2) 町長の行政報告
    - ①町長の政務報告
- 日程第4 町長の施政方針説明
- 日程第5 議案第1号 平成26年度木城町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第6 議案第2号 平成26年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第7 議案第3号 平成26年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第8 議案第4号 平成26年度木城町下水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第9 議案第5号 平成26年度木城町介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第10 議案第6号 平成26年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 日程第11 議案第7号 財産の取得について
- 日程第12 議案第8号 西都児湯公平委員会等共同設置に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第13 議案第9号 教育長の勤務時間及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第10号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第15 議案第11号 木城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育施設の利用者負担額に関する条例の制定について

- 日程第16 議案第12号 石河内テニスコートの設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第17 議案第13号 木城町営墓地の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第18 議案第14号 木城町役場課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第15号 木城町総合計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第16号 木城町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第17号 木城町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第18号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第19号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第20号 木城町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第21号 木城町畜産振興資金貸付基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第22号 木城町立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第23号 木城町敬老年金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議案第24号 木城町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議案第25号 木城町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第30 議案第26号 木城町営一般住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第31 議案第27号 木城町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第32 議案第28号 木城町下水道事業受益者分担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第33 議案第29号 木城町保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第34 議案第30号 石河内テニスコートの指定管理者の指定について
- 日程第35 議案第31号 平成27年度木城町一般会計予算
- 日程第36 議案第32号 平成27年度木城町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第37 議案第33号 平成27年度木城町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第38 議案第34号 平成27年度木城町下水道事業特別会計予算
- 日程第39 議案第35号 平成27年度木城町介護保険特別会計予算
- 日程第40 議案第36号 平成27年度木城町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第41 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

- 日程第42 予算審査特別委員会の設置及び委員の選任
- 日程第43 委員会付託の省略
- 日程第44 議案に対する質疑
- 日程第45 各常任委員会・特別委員会議案審査付託
- 日程第46 散会

---

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸報告
  - 1) 議長の諸般の報告
    - ①議長の会務報告
    - ②例月現金出納検査結果の報告
    - ③補助団体等の監査結果の報告
    - ④議員派遣の報告
  - 2) 町長の行政報告
    - ①町長の政務報告
- 日程第 4 町長の施政方針説明
- 日程第 5 議案第 1 号 平成 2 6 年度木城町一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第 6 議案第 2 号 平成 2 6 年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 7 議案第 3 号 平成 2 6 年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 8 議案第 4 号 平成 2 6 年度木城町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 9 議案第 5 号 平成 2 6 年度木城町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第10 議案第 6 号 平成 2 6 年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第11 議案第 7 号 財産の取得について
- 日程第12 議案第 8 号 西都児湯公平委員会等共同設置に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第13 議案第 9 号 教育長の勤務時間及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第10号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第15 議案第11号 木城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育施設の利用者負担額に

関する条例の制定について

- 日程第16 議案第12号 石河内テニスコートの設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第17 議案第13号 木城町営墓地の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第18 議案第14号 木城町役場課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第15号 木城町総合計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第16号 木城町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第17号 木城町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第18号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第19号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第20号 木城町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第21号 木城町畜産振興資金貸付基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第22号 木城町立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第23号 木城町敬老年金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議案第24号 木城町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議案第25号 木城町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第30 議案第26号 木城町営一般住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第31 議案第27号 木城町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第32 議案第28号 木城町下水道事業受益者分担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第33 議案第29号 木城町保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第34 議案第30号 石河内テニスコートの指定管理者の指定について
- 日程第35 議案第31号 平成27年度木城町一般会計予算
- 日程第36 議案第32号 平成27年度木城町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第37 議案第33号 平成27年度木城町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第38 議案第34号 平成27年度木城町下水道事業特別会計予算
- 日程第39 議案第35号 平成27年度木城町介護保険特別会計予算
- 日程第40 議案第36号 平成27年度木城町後期高齢者医療特別会計予算

- 日程第41 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について  
日程第42 予算審査特別委員会の設置及び委員の選任  
日程第43 委員会付託の省略  
日程第44 議案に対する質疑  
日程第45 各常任委員会・特別委員会議案審査付託  
日程第46 散会

---

出席議員（10名）

1番 後藤 和実君	2番 堀田 廣幸君
3番 渕上 三月君	5番 税田 輝房君
6番 神野 源生君	7番 山田 秋吉君
8番 宮崎 勝正君	9番 中竹 義一君
10番 中村 一也君	11番 原 博君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 渕上 達也君	議事調査係長 鍋倉 貴行君
書記 稲田 宏美君	

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	田口 晃史君	副町長 .....	横田 学君
教育長 .....	中竹 聖子君	総務課長 .....	中村 宏規君
財政課長 .....	石井 雄二君	会計管理者 .....	伊藤 章君
企画課長 .....	萩原 一也君	環境整備課長 .....	河野 浩俊君
教育課長 .....	中井 諒二君	税務課長 .....	津江 邦彦君
福祉保健課長 .....	小野 浩司君	町民課長 .....	押川 道彦君
産業振興課長 .....	間吉田辰郎君	監査委員 .....	桑原 正憲君

---

午前9時00分開会

○事務局長（**淵上 達也君**） 皆様、おはようございます。

議会の開会に先立ち、ご案内いたします。携帯電話をお持ちの方はマナーモードにされるか電源をお切りくださるようお願いいたします。いま一度、ご確認ください。

それでは皆様ご起立ください。一同、礼。ご着席ください。

○議長（**原 博**） おはようございます。早朝より、議会傍聴にご来場いただきありがとうございます。

傍聴席での写真撮影及び録音等は議会傍聴規則により禁止されています。

本日は、議会広報のため、議場内で写真撮影を行いますのでご了承願います。

定刻になりました。ただいまの出席議員は10名です。

ただいまから平成27年第2回木城町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

平成27年第2回木城町議会定例会の会期日程予定表及び本日の議事日程については、3月2日に開催いたしました議会運営委員会で協議の上、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（**原 博**） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により1番、後藤和実君、2番、堀田廣幸君を指名いたします。

---

### 日程第2. 会期の決定

○議長（**原 博**） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月16日までの11日間にいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**原 博**） ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から3月16日までの11日間に決定いたしました。

---

### 日程第3. 諸報告

○議長（**原 博**） 日程第3、諸報告を行います。

これより議長の諸般の報告について、議長の会務報告、例月現金出納検査結果の報告、補助団体等の監査結果の報告、議員派遣の報告を行います。

まず、議長の会務報告を行います。別紙議長の会務報告により、主なものを報告いたします。

1月1日、平成27年成人式が新成人の司会のもと厳かに行われました。新成人90名のうち45名の成人者が参加し、二十の決意と自覚を持って一步一步しっかり足元を踏みしめながら自分の目標に向かって邁進していこうとする若者の将来が想像でき、これからの木城町、日本を支えていこうとする意思を頼もしく感じたところです。

1月5日、新年賀詞交換会が行われ、木城町商工会館において100名を超える商工、農協、行政の関係者が年始に当たり挨拶及び意見の交換が行われました。

1月11日、平成27年木城町消防初め式が行われ、消防団員134名の参加があり、厳寒の中、日ごろの機敏な動きで訓練の成果を発揮する団員を見て、町民の生命と財産を守っていく消防団の活動に改めて敬意を感じたところです。

1月28日、宮崎県町村議会議長会時局講演会が議員・議会事務局員計240名参加で開催され、拓殖大学国際学部教授、呉善花氏による演題「なぜ日韓は和解しえないのか」について講演があり、国民性の違いを理解することが大事であるということでした。

2月7日、毛呂山町合併60周年記念式典に町長と参加しました。

2月16日、議員学習会を開き、指定管理者制度について学習をしました。

2月19日、宮崎県町村議会議長会第66回定例総会があり、地方創生について、全国町村会議長会企画調整部長、櫻田氏の講演があり、国の方針と長期ビジョンと戦略などの説明を受けました。

以上で、議長の会務報告を終わります。

次に、例月現金出納検査結果の報告、補助団体等の監査結果の報告については別紙がお手元に配付してありますので、それにより報告にかえます。

次に、議員派遣の報告を行います。会議規則第127条第1項の規定により議員派遣された件は、別紙議員派遣の報告のとおりでございます。

報告書1番、宮崎県町村議会議長会主催時局講演会の件については、先ほどの議長の会務報告の中で報告いたしましたので省略いたします。

以上で、議員派遣の報告が終わりました。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

次に、町長の行政報告を行います。町長の政務報告について、町長の報告を求めます。町長。

**○町長（田口 晃史君）** まず、平成27年第2回木城町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご多忙の折、ご出席をいただき厚くお礼を申し上げます。

12月定例議会以降の政務について、主な事項のみ報告をいたします。なお、議長の報告にありました分については省かせていただきます。

12月19日、国土交通省宮崎河川国道事務所長が来庁されました。内容につきましては、小丸川の状況をモニターカメラで見る工事をやっていただくということでしたが、ほとんど工事は数日前に完了いたしまして、後は庁舎内に引き込むのみとなりました。したがって、小丸川の増水の状況なり氾濫の状況が庁内で、テレビでモニターで見られるというような状況で非常に便利がよくなるし、災害等に十分な対応ができるんじゃないかと喜んでおるところであります。

次に、27年1月1日、先ほどありました成人式でございますが、それから賀詞交歓会等については省かせていただきます。

次に、1月11日、木城町消防団初め式、非常に団員の皆さん真剣に取り組んでいただいて、立派な消防初め式だったとそのように思っております。

それから、12日に第5回宮崎県市町村駅伝競走大会がありましたが、40万都市と5,000人のところが同じテーブルで競技をするというようなことで、競争は別にいたしまして、非常に選手全員が健闘した、そのように思っております。

それから、1月30日金曜日、ダイシンキャノン表敬訪問をいたしましたところですが、ダイシンキャノンの社長に交代がございまして、樋口社長から桑原社長に交代をされました。なお、延岡出身の前田常務がこのたび専務に昇格をされたということでお見えになりましたので、表敬訪問をいたしましたところであります。

それから、2月5日、岩手県の大槌町に職員派遣について表敬訪問をいたしましたところあります。派遣する職員は、企画課の小嶋一洋係長でございまして、4月1日から6カ月間、9月いっぱいまで派遣をするということにいたしましたところがございます。

それから、議長報告にもございましたが、2月7日、毛呂山町60周年記念に議長と一緒に出席をさせていただきました。友情都市の盟約ということで木城町が感謝状をいただいております。

次に、2月17日ですが、議員の皆様にも出席をしていただきましたが、木城町の幹部職員と給食を地産池消ということで学校の生徒たちと一緒に給食をとらせていただきまして、非常に喜んでいただいた、そのように思います。

それから、2月19日、高鍋の警察署長が来庁されました。廣澤署長から、このたび都農町出身の河野署長に署長が交代されたということでございます。

それから、21日土曜日、在宅医療推進事業が児湯郡で初めて木城町で実施されたところですが、特に木城クリニックの永田先生に大変なお骨折りをいただいたというふうに聞いておりますが、これからの高齢者への対応、在宅医療、在宅介護の内容についてお話等がありまして、その重要性、必要性について非常に高い関心が集められた、そのように考えたところあります。町内外から300名を超える方が聴取をされたということで、できることなら27年度も実施して

いただきたいというような要望があったところでございます。

以上で、政務報告を終わらせていただきます。

○議長（原 博） 以上で、町長の行政報告は終わりました。

これで、諸報告を終わります。

---

#### 日程第4. 町長の施政方針説明

○町長（田口 晃史君） 日程第4、町長の施政方針説明を行います。

これより町長の施政方針説明を求めます。町長。

○町長（田口 晃史君） 27年度の施政方針を申し上げます。

平成27年度第2回木城町議会定例会に当たり、平成27年度の町政運営に関する施政方針を申し上げ、議員各位初め町民の皆様のご理解をいただきたいと存じます。

世界情勢は、イスラム国と称するテロ集団によるテロ行為を初め、ウクライナ、シリアなどの内戦により不安定な状況にあります。

こうした中、我が国の外交は領土問題等で日中、日韓関係は大変厳しい環境にあります。内政におきましては、アベノミクスの政策による景気刺激策もあって円安等により景気は回復傾向にあり、失業率も改善に向かいつつあります。しかし、深刻な財政状況は依然として厳しく、加えて少子高齢化、生産年齢人口の減少は進み、将来への不安感が高まっております。27年度の地方財政は、企業収益の回復等により地方税収や地方交付税の原資となる国税収入が増加する一方、社会保障関係費の増加や公債費が高い水準で推移しており、依然として大幅な財政不足が生じております。

本町におきましては、小丸川発電所の完成に伴い、平成20年度から固定資産税増収により収入超過団体となったところでございますが、26年度から税収減により、少額ですが交付税が交付されるようになりました。今後も、一層収入の確保や歳出全般にわたり徹底した見直しを行い、商産業の振興と町民本意の福祉の向上、あわせて地域の発展に努めなければなりません。

ご承知のように、本年4月は統一地方選挙となっておりますので、27年度の当初予算は経常経費を中心に骨格予算で編成したところでございます。

本町は、これまでも財政の健全化や町民の福祉向上を目指して、行財政改革に取り組んでまいりましたが、引き続き事務事業の改善や行政経費の削減等に積極的に取り組んでいく必要がございます。これからも引き続き強力に行財政改革を進めていくには、町民の皆様の理解と協力が不可欠と考えております。

行政主導型ではなく、町民の皆様も積極的に参加していただき、安全で安心な生活が実感できる、小さくても誇れる、きらりと輝くまちづくりのために町政に対する提言等を行っていただき

たいと存じます。

議員各位におかれましては、なお一層のご指導とご協力を賜りますようお願い申し上げ、  
27年度の施政方針といたします。

○議長（原 博） これで、町長の施政方針説明を終わります。

---

日程第5. 議案第1号

日程第6. 議案第2号

日程第7. 議案第3号

日程第8. 議案第4号

日程第9. 議案第5号

日程第10. 議案第6号

日程第11. 議案第7号

日程第12. 議案第8号

日程第13. 議案第9号

日程第14. 議案第10号

日程第15. 議案第11号

日程第16. 議案第12号

日程第17. 議案第13号

日程第18. 議案第14号

日程第19. 議案第15号

日程第20. 議案第16号

日程第21. 議案第17号

日程第22. 議案第18号

日程第23. 議案第19号

日程第24. 議案第20号

日程第25. 議案第21号

日程第26. 議案第22号

日程第27. 議案第23号

日程第28. 議案第24号

日程第29. 議案第25号

日程第30. 議案第26号

日程第31. 議案第27号

日程第32. 議案第28号

日程第33. 議案第29号

日程第34. 議案第30号

日程第35. 議案第31号

日程第36. 議案第32号

日程第37. 議案第33号

日程第38. 議案第34号

日程第39. 議案第35号

日程第40. 議案第36号

日程第41. 諮問第1号

○議長（原 博） 次に、議案上程を行います。

提出されました日程第5、議案第1号から日程第41、諮問第1号に至る議案については、朗読は省略し、町長から一括して提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（田口 晃史君） ただいま上程いただきました議案第1号から36号に至る36議案と諮問第1号について、一括して提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号は、平成26年度木城町一般会計補正予算（第7号）についてであります。

補正予算（第7号）は、予算の総額に歳入歳出それぞれ486万6,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ42億7,536万6,000円にするものであります。

歳入の主なものは、国庫支出金1,176万2,000円、県支出金151万6,000円、諸収入減額505万2,000円、繰入金減額484万6,000円等であります。

歳出の主なものは、農林水産業費2,221万8,000円、総務費1,431万5,000円、商工費984万3,000円、民生費減額1,904万4,000円、土木費減額1,673万2,000円等であります。

議案第2号は、平成26年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。

補正予算（第4号）は、予算の総額から歳入歳出それぞれ889万8,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ8億6,984万8,000円にするものであります。

歳入の主なものは、繰越金2,311万3,000円、諸収入460万円、国民健康保険税減額2,316万9,000円、療養給付費等交付金減額1,145万8,000円等であります。

歳出の主なものは、保険給付費減額544万円、共同事業拠出金減額297万6,000円等であります。

議案第3号は、平成26年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）についてであり

ます。

補正予算（第4号）は、予算の総額に歳入歳出それぞれ135万円を追加し、予算の総額をそれぞれ1億2,608万6,000円にするものであります。

歳入は、使用料及び手数料45万円、分担金及び負担金90万円であります。

歳出は、簡易水道費減額346万9,000円、予備費481万9,000円であります。

議案第4号は、平成26年度木城町下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。

補正予算（第4号）は、予算の総額に歳入歳出それぞれ80万7,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ1億8,635万円にするものであります。

歳入は、繰越金1,269万7,000円、使用料及び手数料11万円、繰入金減額1,200万円であります。

歳出は、公共下水道費減額338万7,000円、予備費419万4,000円であります。

議案第5号は、平成26年度木城町介護保険特別会計（保険事業）補正予算（第4号）であります。

補正予算（第4号）は、保険事業勘定の予算の総額から、歳入歳出それぞれ2,876万円を減額し、予算の総額をそれぞれ6億2,158万4,000円にするものであります。

歳入の主なものは、保険料391万6,000円、国庫支出金減額1,304万9,000円、支払基金交付金減額1,312万1,000円等であります。

歳出は、保険給付費減額2,790万1,000円、地域支援事業費減額85万9,000円であります。

議案第6号は、平成26年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてであります。

補正予算（第3号）は、予算の総額から、歳入歳出それぞれ323万4,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ6,678万8,000円にするものであります。

歳入は、後期高齢者医療保険料減額299万6,000円、諸収入減額23万8,000円であります。

歳出は、総務費減額123万4,000円、後期高齢者医療広域連合納付金減額200万円あります。

議案第7号は、財産の取得についてであります。

昭和41年に木城町と岩淵地区において15.01ヘクタールの部分林契約締結を行いました。契約期間の満了に伴い、町有部分林分収権を取得するものであります。

平成27年2月17日、毎木調査の結果、1,187万4,088円と算定されました。

その結果に基づき、岩淵部分林代表、中田幸夫氏と契約するもので、地方自治法第96条第

1 項第 8 号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 8 号は、西都児湯公平委員会等共同設置に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。

本議案は、西都児湯 7 市町村で共同設置することとなった固定資産評価審査委員会、西都児湯 7 市町村と関係一部事務組合等で共同設置することとなった公平委員会及び情報公開・個人情報保護審査会について、共同設置することに伴い、必要となる関係条例の整理を行うものであります。

関係条例の整理につきましては、委員会審議の中で説明することといたします。

議案第 9 号は、教育長の勤務時間及び職務専念義務の特例に関する条例の制定についてであります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、教育委員会教育長の勤務時間及び職務に専念する義務の特例に関する事項を定めるため、教育長の勤務時間及び職務専念義務の特例に関する条例を制定したいので提案するものであります。

議案第 10 号は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の規定を整理したいので提案をするものであります。

議案第 11 号は、木城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育施設の利用者負担額に関する条例の制定についてであります。

児童福祉法第 56 条第 3 項の規定により徴収していましたが公立保育所の利用者負担について、27 年度からの子ども・子育て支援法に基づく新制度へ移行するに当たり、公立保育所の利用者負担規定がなくなるため、地方自治法における公の施設の定めるところにより、利用者負担額及び延長保育料の徴収規定を新たに条例として制定するものであります。

議案第 12 号は、石河内テニスコートの設置及び管理に関する条例の制定についてであります。

旧石河内小学校の運動場にテニスコートを建設したことに伴い、その設置及び管理について、地方自治法第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものであります。

議案第 13 号は、木城町営墓地の設置及び管理に関する条例の制定についてであります。

木城町が設置した中川原公園墓地の維持管理を適正に行うため、その設置及び管理について、地方自治法第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものであります。

議案第 14 号は、木城町役場課設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本議案は、企画課の名称を地方創生事業に対応するため、まちづくり推進課に変更しようとするものであります。

議案第15号は、木城町総合計画審議会条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本議案は、企画課の名称をまちづくり推進課に変更することに伴うものであります。

議案第16号は、木城町行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

行政手続法の改正に伴い、所要となる改正を行うものであります。

改正内容につきましては、委員会審議の中で説明することといたします。

議案第17号は、木城町職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本条例は、一般職員の定数を定めるものですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育長が特別職となること及び公平委員会が共同設置されることに伴い、各部署の職員定数の改正を行うものであります。

議案第18号は、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育長が教育委員長を兼務することになったため、教育委員長の報酬規定を削除し、共同設置することになった公平委員会等の委員報酬規定を削除するもの及び嘱託職員等の月額報酬を改正するものであります。

議案第19号は、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

平成26年人事院勧告による給与制度の総合的見直しに準じ、一般職の給与水準の引き下げや諸手当の見直し及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育長が特別職となることにより、所要となる改正を行うものであります。

議案第20号は、木城町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

農地台帳につきましては、平成26年4月の農地法改正により、農業委員会が一筆ごとに農地に関する事項を記録した農地台帳及び地図を公表することとされました。

農地台帳等の閲覧及び農地台帳記録事項の交付に対し、木城町手数料徴収条例に手数料300円を追加するものであります。

議案第21号は、木城町畜産振興資金貸付基金条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

肥育素牛の減少を背景に、子牛の価格高騰が長期化し、さらに枝肉相場の低迷により、和牛肥育農家の経営が圧迫されておる状況であります。

町といたしましては、本年度から肥育素牛導入に対する貸付額を拡大して、経営支援を行ってまいりましたが、資金の不足が見込まれるため、現在7,000万円の積立金を3,000万円積

み増しすることで、今後安定的な貸付ができるよう、条例の一部を改正するものであります。

議案第22号は、木城町立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

保育園の入所希望者の増加に加え、27年度からの子ども・子育て支援新制度における地域ニーズを踏まえた保育の量的拡大・確保の観点から、めばえ保育園の定員を現在の90名から120名に増やすため、木城町立保育所設置条例の一部を改正するものであります。

議案第23号は、木城町敬老年金条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本条例は、高齢者の長寿をお祝いし、敬老思想の高揚を図ることを目的に年金を支給しておりますが、平均寿命の伸長や後期高齢者人口の急速な増加など財政状況など勘案し、敬老年金の受給対象年齢を、現在の満70歳以上から満80歳以上に引き上げるものであります。

ただし、現在の受給対象者への影響を緩和するため、別表のとおり対象年齢を2年で1歳ずつ段階的に引き上げ、最終的には平成45年から80歳以上にするため改正を行うものであります。

議案第24号は、木城町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正につきましては、介護保険法第129条の規定に基づき第6期の第一号被保険者の介護保険料の設定、督促手数料の徴収廃止、介護予防・日常生活支援事業等に関する経過措置を設けるものであります。

保険料設定については、大幅な上昇を抑制する観点から保険料軽減にかかる段階を継続するとともに課税層の段階数をふやし、負担能力に応じたよりきめ細やかな保険料率の設定を継続します。

督促手数料については、税条例等に準じて平成27年4月1日から徴収をしないこととしたため、条文を削除をいたします。

また、今回の介護保険法改正により新しい総合事業に移行しますので介護予防事業の実施時期の経過措置を設けるため、一部改正するものであります。

議案第25号は、木城町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、公営住宅法の一部が改正されたことにより、公営住宅の同居親族要件が廃止され、各地方自治体が地域の公営住宅の事情を考慮し、条例で定めることとなったことに伴い、木城町営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第26号は木城町営一般住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、新規の場所での一般住宅の新築に伴い、木城町営一般住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものであります。

主な改正点は、別表のとおりですが、四日市団地、平成26年度建設、3戸、家賃4万円等の

記述を追加するものです。

議案第27号は、木城町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、下水道使用料の督促手数料を徴収しないことに引用していた、分担金等督促手数料についての条例の規定が改正されたことに伴い、木城町下水道条例の一部を改正するものであります。

議案第28号は、木城町下水道事業受益者分担金に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、下水道使用料の督促等に準用する分担金等督促手数料についての条例の題名が改正されたことに伴い、木城町下水道事業受益者分担金に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第29号は、木城町保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定についてであります。

保育の実施に関する条例では、保育に欠ける要件を定めて保育を実施してきましたが、27年度からの子ども・子育て支援新制度においては、児童福祉法の改正及び子ども・子育て支援法施行規則で定める事由により、保育が必要な児童について保育を実施することとなり、保育の実施基準を条例で定める必要がなくなったことから、木城町保育の実施に関する条例を廃止するものであります。

議案第30号は、石河内テニスコートの指定管理者の指定についてであります。

公の施設の管理について、石河内テニスコートでは、指定管理者制度を導入することにいたしましたので、指定管理者となる団体、指定の期間等について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、指定管理者となる団体は「いしかわうち」で、指定期間は平成27年4月1日から平成31年3月31日までであります。

議案第31号は、平成27年度木城町一般会計予算についてであります。

平成27年度予算は、歳入歳出それぞれ35億7,900万円を年間予算として編成し、前年度当初39億6,900万円に比較し9.8%減となりました。

歳入の性質別財源の割合では、自主財源が28億6,885万1,000円で予算総額の80.2%を占め、依存財源は7億1,014万9,000円で19.8%となっています。

自主財源は、町税、使用料及び手数料、繰入金、諸収入等が主なものであります。

依存財源は、地方交付税、地方譲与税、地方消費税交付金、国県支出金等であります。

歳出の性質別割合では、義務的経費46.9%、一般行政経費48.1%、投資的経費5.0%となっております。

費目ごとの歳入歳出予算の概要につきましては、別添資料を差し上げておりますので、お目通

しいだきたいと思ひます。

議案第32号は、平成27年度木城町国民健康保険事業特別会計予算についてであります。

平成27年度予算は、歳入歳出それぞれ8億5,600万円を年間予算として編成し、保険給付費等の増により、前年度より0.9%の増となりました。

歳入の主なものは、国民健康保険税1億4,939万3,000円、国庫支出金2億3,139万4,000円、前期高齢者交付金1億6,100万1,000円等であります。

歳出の主なものは、療養給付費等の保険給付費5億3,526万1,000円、共同事業拠出金1億2,914万円等であります。

議案第33号は、平成27年度木城町簡易水道事業特別会計予算についてであります。

平成27年度予算は、歳入歳出それぞれ1億800万円を年間予算として編成し、前年度より2.7%の減となりました。

歳入の主なものは、水道使用料7,916万2,000円、繰入金2,300万1,000円等あります。

歳出の主なものは、簡易水道費で人件費や維持管理費等の6,215万6,000円、公債費4,332万2,000円等あります。

議案第34号は、平成27年度木城町下水道事業特別会計予算についてであります。

平成27年度予算は、歳入歳出それぞれ1億7,500万円を年間予算として編成し、前年度より1.7%の減となりました。

歳入の主なものは、使用料及び手数料3,080万2,000円、繰入金1億4,100万1,000円、分担金及び負担金80万円等あります。

歳出の主なものは、公共下水道費で人件費や施設管理費等の6,200万8,000円、公債費1億1,161万7,000円等あります。

議案第35号は、平成27年度木城町介護保険特別会計予算についてであります。

平成27年度予算は、保険事業勘定を歳入歳出それぞれ6億1,000万円、サービス事業勘定を歳入歳出それぞれ950万円として編成しました。

保険事業勘定の歳入の主なものは、保険料9,049万8,000円、国庫支出金1億5,871万円、支払基金交付金1億5,418万1,000円、繰入金1億2,641万1,000円等あります。

歳出の主なものは、総務費の人件費と経常経費で3,890万3,000円、保険給付費で介護サービス給付費等の5億4,524万9,000円等あります。

サービス事業勘定の歳入の主なものは、サービス収入353万1,000円、繰入金595万4,000円等あります。

歳出の主なものは、サービス事業費 7 1 7 万 4, 0 0 0 円、総務管理費 2 0 9 万 8, 0 0 0 円等  
であります。

議案第 3 6 号は、平成 2 7 年度木城町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

平成 2 7 年度予算は、歳入歳出それぞれ 6, 6 0 0 万円を年間予算として編成をいたしました。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料 3, 4 5 8 万 5, 0 0 0 円、繰入金 3, 1 3 0 万  
3, 0 0 0 円等であります。

歳出の主なものは、総務費の person 費と経常経費等で 6 8 7 万 7, 0 0 0 円、後期高齢者医療広  
域連合納付金 5, 8 2 9 万 5, 0 0 0 円等であります。

次に、諮問第 1 号は、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

現委員の後藤絢子氏が平成 2 7 年 6 月 3 0 日をもって任期満了となるため、その後任として西  
村ミチ子氏を推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める  
ものであります。

なお、委員の任期は 3 年間となっております。

以上で、提案理由の説明を終わります。ご審議いただき議決くださるようお願い申し上げます。

○議長（原 博） 町長の提案理由説明が終わりました。

---

#### 日程第 4 2. 予算審査特別委員会の設置及び委員の選任

○議長（原 博） 日程第 4 2、予算審査特別委員会の設置及び委員の選任を議題といたしま  
す。

お諮りいたします。議案第 3 1 号、平成 2 7 年度木城町一般会計予算から議案第 3 6 号、平成  
2 7 年度木城町後期高齢者医療特別会計予算は 1 0 人の委員で構成する予算審査特別委員会を  
設置し、これに付託して審査することにいたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） ご異議なしと認めます。よって、議案第 3 1 号から議案第 3 6 号は、  
1 0 人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いた  
しました。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委  
員会条例第 6 条第 1 項の規定によって、議長が会議に諮って指名することになっております。

委員には、後藤和実君、堀田廣幸君、淵上三月君、税田輝房君、神野源生君、山田秋吉君、宮  
崎勝正君、中竹義一君、中村一也君、そして、議長、原博を指名したいと思ひます。これにご異  
議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） ご異議なしと認めます。よって、予算審査特別委員会の委員は先ほど会議に諮って指名しました10人を選任することに決定いたしました。

ここで委員会条例第7条の規定により、予算審査特別委員会を開催し、委員長、副委員長を互選していただきますので、10分間の休憩といたします。

午前9時47分休憩

-----  
午前10時00分再開

○議長（原 博） 休憩前に引き続き会議を開きます。

予算審査特別委員会の委員長、副委員長が互選されましたので、その結果を報告いたします。

予算審査特別委員会委員長に宮崎勝正君、副委員長に堀田廣幸君が互選されました。

-----  
**日程第43. 委員会付託の省略**

○議長（原 博） 日程第43、委員会付託の省略を議題といたします。

お諮りいたします。議案第1号から議案第6号、議案第21号及び諮問第1号に至る議案については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） ご異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第6号、議案第21号及び諮問第1号に至る議案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

-----  
**日程第44. 議案に対する質疑**

○議長（原 博） 日程第44、議案に対する質疑を行います。

これより、提案されました議案第1号から諮問第1号に至る議案の1議案ごとの質疑を行います。

まず、議案第1号から議案第6号、議案第21号に至る議案については、委員会の付託を省略することに決定いたしましたので、日程を繰り上げ、質疑、討論、採決までといたします。

なお、議案第21号は、議案第1号と関連する議案となっておりますので、順番を繰り上げて最初に行うことといたします。

諮問第1号については、質疑を行い、討論、採決は最終日に行うことといたします。なお、採決は起立によることといたします。

次に、議案第7号から議案第20号、議案第22号から議案第36号に至る議案については総

括質疑といたします。

まず、議案第21号、木城町畜産振興資金貸付基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。議案第21号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 質疑なしと認めます。

これより議案第21号に対する討論を行います。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原 博） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第1号、平成26年度木城町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

これより質疑を行います。議案第1号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 質疑なしと認めます。

これより議案第1号に対する討論を行います。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原 博） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第2号、平成26年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより質疑を行います。議案第2号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 質疑なしと認めます。

これより議案第2号に対する討論を行います。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原 博） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第3号、平成26年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより質疑を行います。議案第3号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 質疑なしと認めます。

これより議案第3号に対する討論を行います。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原 博） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第4号、平成26年度木城町下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより質疑を行います。議案第4号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 質疑なしと認めます。

これより議案第4号に対する討論を行います。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原 博） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第5号、平成26年度木城町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより質疑を行います。議案第5号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 質疑なしと認めます。

これより議案第5号に対する討論を行います。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原 博） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第6号、平成26年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑を行います。議案第6号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 質疑なしと認めます。

これより議案第6号に対する討論を行います。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原 博） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

これより質疑を行います。諮問第1号に対する質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原 博） 質疑なしと認めます。

続いて議案第7号から議案第20号、議案第22号から議案第36号に至る議案に対する総括質疑を行います。

まず議案第7号、財産の取得についてを議題といたします。

議案第7号に対する総括質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原 博） 質疑なしと認めます。

次に議案第8号、西都児湯公平委員会等共同設置に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案第8号に対する総括質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原 博） 質疑なしと認めます。

次に議案第9号、教育長の勤務時間及び職務専念義務の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案第9号に対する総括質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原 博） 質疑なしと認めます。

次に議案第10号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案第10号に対する総括質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原 博） 質疑なしと認めます。

次に議案第11号、木城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育施設の利用者負担額に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案第11号に対する総括質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原 博） 質疑なしと認めます。

次に議案第12号、石河内テニスコートの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案第12号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 質疑なしと認めます。

次に議案第13号、木城町営墓地の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案第13号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 質疑なしと認めます。

次に議案第14号、木城町役場課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第14号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 質疑なしと認めます。

次に議案第15号、木城町総合計画審議会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第15号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 質疑なしと認めます。

次に議案第16号、木城町行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第16号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 質疑なしと認めます。

次に議案第17号、木城町職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第17号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 質疑なしと認めます。

次に議案第18号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第18号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 質疑なしと認めます。

次に議案第19号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第19号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 質疑なしと認めます。

次に議案第20号、木城町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第20号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 質疑なしと認めます。

次に議案第22号、木城町立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第22号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 質疑なしと認めます。

次に議案第23号、木城町敬老年金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第23号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 質疑なしと認めます。

次に議案第24号、木城町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第24号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 質疑なしと認めます。

次に議案第25号、木城町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第25号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 質疑なしと認めます。

次に議案第26号、木城町営一般住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第26号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 質疑なしと認めます。

次に議案第27号、木城町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第27号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 質疑なしと認めます。

次に議案第28号、木城町下水道事業受益者分担金に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第28号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 質疑なしと認めます。

次に議案第29号、木城町保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

議案第29号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 質疑なしと認めます。

次に議案第30号、石河内テニスコートの指定管理者の指定についてを議題といたします。

議案第30号に対する総括質疑はありませんか。2番。

○議員（2番 堀田 廣幸君） 指定管理の指定のみであります、これに伴う指定管理費の歳出はこれには伴わないのか、お尋ねをいたします。

○議長（原 博） 企画課長。

○企画課長（萩原 一也君） ただいまの質問でございますが、指定管理料につきましては当初予算のほうに組み込まさせていただいておりますが、100万円程度、組み込まさせていただいております。この100万円につきましては人件費相当分を見込んでおります。

以上です。

○議長（原 博） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 以上で本案に対する総括質疑を終わります。

次に議案第31号、平成27年度木城町一般会計予算についてを議題といたします。

議案第31号に対する総括質疑はありませんか。2番。

○議員（2番 堀田 廣幸君） 木城町の施政方針の中にもありますけれども、一層の歳入の確保や歳出全般にわたり徹底した見直しを行うということをうたわれておりますが、この編成するに当たって、このことが最も顕著にあらわれている部分は一つ代表的を上げるとすれば、どんなことにこの編成の中で取り組まれていたのかお尋ねいたします。

○議長（原 博） 財政課長。

○財政課長（石井 雄二君） 義務的経費の削減ということで、当初予算説明時において、需要費を特段の理由がない限りは5%削減をしてくださいという形で、予算要求時の注意事項として、説明会の中で説明をしております。全体的に緊縮をしていくということで、予算の要求・要望を出すようにということでしております。

これにつきましては、大規模償却資産税が今後5%ずつ減少していくであろうということを想定しております。義務的経費、社会保障費等の、今後、高齢者の増加、それから社会保障費の増大につきましては、今後、待ったなしで増大していくであろうということで、その分についての財源不足分をどうするかということで、当面、需要費、義務的経費の削減を努めるということで、予算説明要求時の説明を行ったところであります。

以上です。

○議長（原 博） 2番。

○議員（2番 堀田 廣幸君） 歳入の確保の点については、何か特段に配慮をされたものがありますか、今回の予算編成の中で。

○議長（原 博） 町長。

○町長（田口 晃史君） 歳入面でございますが、とにかく職員には勉強してくださいと。必ずどこかに国・県の補助があるはずだということで、特にハード事業につきましては、補助のつかないものについてはもう原則認めないというようなことでやってきました。

それから、今日までですが、従来は特殊勤務手当も、職員の、10種類はあったわけですね、木城町内。それ、今もう全部廃止してしまいました。

それから、作業服も夏冬一着ずつ支給していたんですが、これも全部廃止をいたしました。それから、お茶もですね、役場に来てお茶を沸かしたり光熱費もちろん使ってたんですが、これも4、5年前から、おのおの、それぞれ水筒を持ってくるというようなことで。

ですから、そういった面もですが、それから人件費につきましても国の人勧どおりに全てを実施しておりますし、そういった面で職員には大変、以前とすると厳しい状況にありますけれども、公務員として頑張っていておるといような状況であります。

以上です。

○議長（原 博） 2番。

○議員（2番 堀田 廣幸君） 最後ですけれども、町長が前から言われておりました、私も同感なんです、水源池の確保、あの今、大字高城に一カ所ありますが、大きな災害等がきた場合に、これがもし使用不能となった場合には、町民に水が行き渡らないという欠点があります。

そのために、町長が前から、今後のインフラ整備は後残るのは、その水源の確保。大字椎木に設置したいという考え、そのとおりだと思うんですが、今回の27年度の予算を見ても、そのことについての予算は一切計上されておりませんが、大字椎木にそのインフラ整備、水道の水源池を確保する、この点についての配慮は今回27年度については全く編成の中にありませんでしょうか、お伺いいたします。

○議長（原 博） 町長。

○町長（田口 晃史君） 以前から申し上げたとおり、やはり大字椎木に水源が必要であるということは、ただ、これはやはり億単位の事業費がかかります、水源確保ですね。

そういったことで、2年前に高城の水源池の整備をやったばかりでありますので、一般会計から持ち出さないと、とても水道会計では持てないような状況でありますので、次期の首長の大きな課題の一つではないかと思えますし、また、次期の議員の皆様の大きな宿題でもある、そのように認識しておりまして、事務引き継ぎ書には明記をしておきたいとそのように考えております。

以上です。

○議長（原 博） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 以上で本案に対する総括質疑を終わります。

次に議案第32号、平成27年度木城町国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

議案第32号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 質疑なしと認めます。

次に議案第33号、平成27年度木城町簡易水道事業特別会計予算を議題といたします。

議案第33号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 質疑なしと認めます。

次に議案第34号、平成27年度木城町下水道事業特別会計予算を議題といたします。

議案第34号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 質疑なしと認めます。

次に議案第35号、平成27年度木城町介護保険特別会計予算を議題といたします。

議案第35号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 質疑なしと認めます。

次に議案第36号、平成27年度木城町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

議案第36号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） 質疑なしと認めます。

以上で議案第7号から議案第20号、議案第22号から議案第36号に至る総括質疑を終わります。

---

#### 日程第45. 各常任委員会・特別委員会議案審査付託

○議長（原 博） 日程第45、各常任委員会・特別委員会議案審査付託を議案といたします。

お諮りいたします。第2回木城町議会定例会に付議されました議案の審査については、お手元に審査日程表が配付してあります。このとおり、おのおのの案件を各常任委員会、特別委員会に審査付託し、本会期中にその審査結果を求めたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 博） ご異議なしと認めます。よって、議案第7号から議案第20号、議案第22号から議案第36号に至る議案については、各常任委員会・特別委員会に審査付託することに決定いたしました。

---

#### 日程第46. 散会

○議長（原 博） 日程第46、散会。

以上で、本日の日程は全部終了しました。明日、7日から8日までは休会。9日月曜日は本会議、午前9時開議で一般質問となっております。

本日はこれで散会といたします。

議員の方は控室にお願いいたします。

○事務局長（**渚上 達也君**） 皆様、ご起立ください。一同、礼。ご苦労さまでした。

午前10時22分散会

---